

令和 5 年 1 2 月 1 日

議 案

1 2 月 定 例 会 議

常 総 市



## 議案第80号

### 常総市行政組織条例等の一部を改正する条例について

常総市行政組織条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、市長の直近下位の内部組織のうち、保健衛生部を廃止するとともに、各部等において所掌する事務の見直しを図り、その移管に係る改正を行うほか、関係する条例において、規定の整理に係る改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市行政組織条例等の一部を改正する条例

(常総市行政組織条例の一部改正)

第1条 常総市行政組織条例(昭和53年水海道市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第2条第1号イ中「重要な政策の立案及び施策の推進」を「市政の総合企画及び総合調整」に改め、同号ウ中「行政経営」を「行政改革」に改め、同号エ中「情報政策」を「財産管理」に改め、同号中オを削り、カをオとし、同号に次のように加える。

カ 交通安全に関すること。

第2条第2号ア中「議会」の次に「及び法制」を加え、同号中ウ及びエを削り、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 契約に関すること。

第2条第2号中オをエとし、同号カ中「行政改革」を「情報政策」に改め、同号中カをオとし、オの次に次のように加える。

カ 統計に関すること。

第2条第3号中ウを削り、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 地域組織に関すること。

第2条第3号中カをケとし、オをクとし、エの次に次のように加える。

オ 国民健康保険及び国民年金に関すること。

カ 国民健康保険税の賦課に関すること。

キ 医療福祉に関すること。

第2条第4号中アを削り、イをアとし、ウからオまでをイからエまでとし、同号に次のように加える。

オ 保健衛生及び健康増進に関すること。

第2条第5号を削り、同条第6号ア中「常総インターチェンジ周辺整備事業」を「産業の振興」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、同号に次のように加える。

カ 環境衛生に関すること。

第2条第6号を同条第5号とし、同条第7号中イを削り、ウをイとし、エか

らクまでをウからキまでとし、同号を同条第6号とする。

(常総市福祉事務所設置条例の一部改正)

第2条 常総市福祉事務所設置条例(昭和35年水海道市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「幸せ長寿課」を「高齢福祉課、介護保険課」に改める。

(常総市健康づくり推進協議会設置条例の一部改正)

第3条 常総市健康づくり推進協議会設置条例(平成17年水海道市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号及び第7条第2項中「保健衛生部長」を「福祉部長」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 81 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、監査委員条例、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、下水道事業の設置等に関する条例及び水道事業の設置等に関する条例において引用する同法の条項番号を改めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(常総市監査委員条例の一部改正)

第1条 常総市監査委員条例(昭和39年水海道市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(常総市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 常総市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年常総市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(常総市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 常総市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年常総市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(常総市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 常総市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年水海道市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 82 号

常総市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

常総市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、常総市児童デイサービスセンターにおいて実施する事業に係る規定の整理を行うほか、その引用する法律の改正に伴い、用語の整合を図る等の改正を行うため、これを提出する。



## 常総市条例第 号

常総市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

常総市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年水  
海道市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改め、同  
条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前  
2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22  
年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、条例中の規定を府令と同様の内容に改めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第84号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市児童デイサービスセンター                  |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで           |

提案理由

本案は、児童デイサービスセンターにおける指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。

## 議案第85号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市心身障害者福祉センター                   |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで           |

#### 提案理由

本案は、心身障害者福祉センターにおける指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。

議案第86号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市水海道児童センター                     |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで           |

提案理由

本案は、水海道児童センターにおける指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。

議案第87号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市三坂児童館                         |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで           |

提案理由

本案は、三坂児童館における指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。

## 議案第 88 号

### 常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、地方税法の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の減額措置が講じられたことに伴い、当該減額措置の実施に必要となる改正を行うため、これを提出する。



## 常総市条例第 号

### 常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険税条例（昭和34年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前

産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 89 号

### 常総市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について

常総市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、教育機会の拡充を図ることを目的として、奨学資金貸与制度の対象校に専修学校の専門課程を加える等の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

常総市奨学資金貸与条例（平成17年水海道市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は大学」を「，大学」に改め，「短期大学を含む。以下同じ。」の次に「又は専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）」を加える。

第3条第1項の表に次のように加える。

専修学校	30,000円
------	---------

第8条第2項中「もの」を「者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の常総市奨学資金貸与条例の規定による奨学資金の貸与の申請その他の準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第90号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
西1242	篠山261-1	篠山259-1

提案理由

本案は、篠山地内の道路について、民間の開発行為に伴って寄附を受けたので、市道として認定するため、これを提出する。

議案第91号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3352	菅生町3065	菅生町3069-1

提案理由

本案は、菅生町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第92号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
東3	若宮戸1118	若宮戸1119-1

提案理由

本案は、若宮戸地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードと路線が重複することから、その認定を廃止するため、これを提出する。



議案第93号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
東657	新石下45-1	新石下22-1

提案理由

本案は、新石下地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードと路線が重複することから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第94号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
東15	若宮戸149-2	若宮戸1114-14

提案理由

本案は、若宮戸地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第95号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
東16	若宮戸149-2	若宮戸146

提案理由

本案は、若宮戸地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第96号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
1013	旧	三坂町797	旧	三坂町775-1
	新	三坂町797-1	新	三坂町771-1

提案理由

本案は、三坂町地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第97号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起 点		終 点	
1481	旧	小山戸町224	旧	水海道森下町4186-2
	新	水海道森下町4173-17	新	水海道森下町4186-2

提案理由

本案は、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから当該重複する部分を廃止するとともに、現況に即した路線とすることとし、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第98号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起 点		終 点	
1491	旧	水海道森下町4210-2	旧	水海道森下町4201
	新	水海道森下町4210-2	新	水海道森下町4198-3

提案理由

本案は、水海道森下町地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第99号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
1714	旧	水海道亀岡町2557-1	旧	水海道天満町2476
	新	水海道亀岡町2557-1	新	水海道亀岡町2561-1

提案理由

本案は、水海道亀岡町地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第100号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
1715	旧	水海道高野町4324	旧	水海道本町4225-1 2
	新	水海道高野町4324- 1	新	水海道本町4225-1 0

提案理由

本案は、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから当該重複する部分を廃止するとともに、現況に即した路線とすることとし、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。



議案第101号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
東1	旧	若宮戸98-1	旧	若宮戸1121-2
	新	若宮戸99-1	新	若宮戸1211-3

提案理由

本案は、若宮戸地内の路線について、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから当該重複部分を廃止するとともに、現況に即した路線とすることとし、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第102号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
東2	旧	若宮戸146	旧	若宮戸1114-14
	新	若宮戸147	新	若宮戸1114-14

提案理由

本案は、若宮戸地内の路線について、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから、当該重複する部分を廃止することとし、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第103号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
東272	旧	若宮戸1171-1	旧	若宮戸1121-1
	新	若宮戸1171-1	新	若宮戸1167-1

提案理由

本案は、若宮戸地内の路線について、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから、当該重複する部分を廃止することとし、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第104号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
東282	旧	本石下3337-2	旧	原宿841-1
	新	本石下3287-4	新	原宿840-1

提案理由

本案は、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから当該重複する部分を廃止するとともに、現況に即した路線とすることとし、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第105号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
東283	旧	本石下3337-2	旧	若宮戸1134-1
	新	本石下3337-2	新	原宿843

提案理由

本案は、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから、当該重複する部分を廃止することとし、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。